

水路等の工作物設置に係る許可基準の運用方針

平成 2 7 年
京都市建設局

目 次

第1章 総則		
1	目的	1
2	工作物設置の一般的基準	1
3	工作物の管理	1
第2章 橋りょう		
1	一般的基準	2
2	構造基準	
(1) 橋りょうの上部構造		
ア	一般基準	3
イ	幅員及び設計荷重	3
ウ	高欄及び地覆	4
エ	鋼板設置の特例	4
(2) 桁下高		
(3) 橋りょうの下部構造		
ア	一般基準	6
イ	下部構造の形式	
(ア)	石積み護岸の水路に橋台を設置する場合	6
(イ)	U型水路に橋台を設置する場合	7
(ウ)	新設橋台を水路と兼用する場合	7
(エ)	橋台の小型化特例	8
(オ)	特殊橋台の特例	8
ウ	橋台を省略できる場合の特例	
(ア)	橋りょう規格Ⅰの特例	9
(イ)	内幅2.0m未満の水路の特例	9
(ウ)	区画整理事業区域内や河川整備区間等の特例	9
第3章 管類・地下ケーブル		
1	一般的基準	10
2	構造基準	10
第4章 内水排除等施設		
1	一般的基準	11
2	構造基準	11
3	護岸等の補修義務	13
第5章 用水取水施設		
1	一般的基準	13
2	構造基準	13
第6章 その他		
1	民有水路	14

水路等の工作物設置に係る許可基準の運用方針

第1章 総則

1 目的

この許可基準の運用方針は、「京都市水路等の占用行為等に係る許可基準（平成17年3月31日告示）」第6条に定める工作物の新築等の行為（以下「工作物の設置」という。）の許可の基準について、その具体的な運用方針を定めることによって、許可制度の円滑な運用を図ることを目的とするものである。

2 工作物設置の一般的基準

工作物の設置に当たっては、次に掲げる要件により治水上の支障を極力小さくするよう努めること。

- (1) 工作物は、水門等その機能上やむを得ないものを除き、水路の現況断面内及び水路区域内の保全上支障となる付近に設けないこと。
- (2) 橋りょうその他の水路等を横断する工作物は、やむを得ないものを除き、水路の狭さく部、湾曲部、その他水路等の安全に支障を及ぼすおそれのある位置に設けないこと。
- (3) 水路等には原則として縦断方向に工作物を設けないこと。
- (4) 改築等により不要となった既設工作物及び仮設物は直ちに撤去し、水路等を原状に回復すること。
- (5) 工作物は、その目的を達し得る範囲で水路等における延長や面積が最小となるように設けること。
- (6) 水路等を暗渠にすることは、次に掲げるものの他は原則として禁止する。
 - ア 水路等の管理者（以下「水路管理者」という。）又は水路管理者に代わる者が行うもの。
 - イ 認定道路区域又はその区域となる見込みである区域において道路管理者又は、道路管理者に代わる者が行うもの。
 - ウ 水路管理者が適当と認めたもの。
- (7) 河川管理施設等構造令（昭和51年7月20日政令第199号）に適合したものとする
- こと。
- (8) 改修計画がある水路等については、担当部署と協議すること。
- (9) 工作物の設置等により隣地への影響のおそれがあると認められるとき※は、あらかじめ紛争等を防止するため、当該隣地所有者の承諾を得ること。

※ 工作物と隣地の距離が概ね0.5m以内

3 工作物の管理

許可を受けた者は、当該許可工作物が良好な状態を保つよう努めること。

第2章 橋りょう

1 一般的基準

(1) 橋りょうの方向は、原則として水路等の流向に対して直角とすること。

(2) 橋りょうの種別は次のとおりとする。

ア 通路橋・・・専ら敷地の出入りに使用する橋りょう

イ 道路橋・・・認定道路又は位置指定道路等、一般交通の用に供する橋りょう

(3) 橋りょうの規格は次のとおりとする。

ア 規格Ⅰ・・・歩行者及び自転車の通行を目的とした通路橋

イ 規格Ⅱ・・・専ら個人の住宅等への出入りに利用する小型自動車程度の車両の通行を目的とした通路橋

ウ 規格Ⅲ・・・集合住宅、商業施設、工場等への出入りに利用する多数の車両又は大型車両の通行を目的とした通路橋

エ 規格Ⅳ・・・道路橋

(4) 設置の条件

ア 通路橋は、次に掲げる場合に設置できるものとする。

(ア) 通路橋による以外、他に道路と接続する方法がない「敷地」であること。

(イ) (ア) 以外であっても、以下の場合には設置できるものとする。

a 交通安全上必要と認められる場合^{注1}

b 土地の有効利用上必要と認められる場合^{注2}

c 他の法令に基づく指導等により設置が必要とされた場合^{注3}

注1 敷地の接道箇所が通学路、交差点内もしくは横断歩道付近等にかかる場合又は幹線道路からの出入りの抑制の必要がある場合 等

注2 出入口の分離、敷地間の往来に利用 等

注3 建築基準法や消防法による場合（接道要件、二方向避難の確保 等）

イ 同一敷地に2以上の通路橋の設置が必要な場合は、水路の維持管理上必要な開口部を設けなければならない。

(5) 橋りょうと道路側の取合い

橋りょうと道路側の取合いについては、すりつけ範囲、勾配等について、道路管理者と協議すること。

2 構造基準

(1) 橋りょうの上部構造

ア 一般基準

橋りょうの上部構造は**コンクリート橋**を基本とする。長径間橋や景観への配慮が必要
なとき及び道路高さとの関係で床版厚を抑えなければならないとき等、やむを得ない場
合は、鋼桁橋、石橋、木橋、ボックスカルバートを認めるものとする。

ただし、ボックスカルバートで施工する場合は、占有者が側壁や底盤等、構造物全体
を占有工作物として一体的に管理すること。また、既設構造物とのジョイント部の処理
等について、水路管理者と十分協議を行うこと。

イ 幅員及び設計荷重

(ア) 幅員

幅員は、表－1 を標準とするが、地形条件上やむを得ない場合や他法令等で接道要
件に関する基準が別に定められている場合等は、これによらないことができる。この
場合、理由書及び車両の軌跡図、関係法令の規定等の参考となる資料を添付するもの
とする。また、水路管理者が必要と認めた時は、維持管理用の開口部を設置しなければ
ならない。

(イ) 設計荷重

設計荷重は表－1 を最小値とし、これを下回る数値で設計することはできない。規
格Ⅳの橋りょうについては、道路管理者及び関係機関等との協議の上設定すること。

表－1 橋りょう規格表

規 格	使 用 目 的	有 効 幅 員	設計荷重	橋りょう種別
I	歩行者・自転車の通行を 目的とする	2.0 m以下	5.0kN/m ² 以上※	通路橋
II	専ら個人の住居等への出 入りに利用する小型自動車 程度の車両の通行を目的と する	4.0 m以下	T-3 以上で 使用車両に より設定	
III	集合住宅や商業施設、工 場等への出入りに利用する 多数の車両や大型車両の通 行を目的とする	6.0 m以下	T-14 以上で 使用車両に より設定	
IV	位置指定道路 等	道路計画による	道路管理者及 び関係機関等 協議による	道路橋
	認定道路			

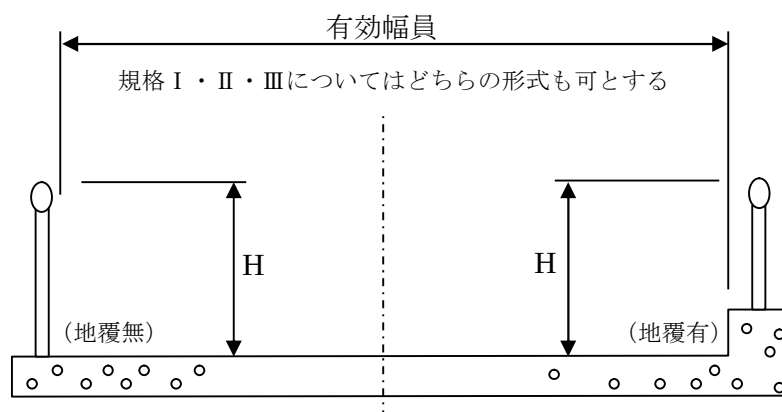
※ 規格Ⅰについて、専ら個人の住居等への歩行者・自転車の通行を目的とする場合
は、設計荷重を「2.5 kN/m²以上」とすることができる。

ウ 高欄及び地覆

高欄及び地覆の設置については、次のとおりとする。

- (ア) 規格Ⅰ・Ⅱ・・・水路等の安全対策上必要※と認められる場合は、高欄等を設置すること。
- (イ) 規格Ⅲ・Ⅳ・・・高欄を設置すること。ただし、規格Ⅳについては、道路橋示方書に準じた構造にすること。

※ 水路に連続して転落防止柵等が設置されている箇所 等



※H≧110cm が望ましい

図-1 高欄及び地覆の形式

エ 鋼板設置の特例

(ア) 設置の条件

下記の条件を全て満たす場合は、上部工として鋼板（グレーチング含む）の設置を認める。

- a 景観上の規制地区※以外の地域であること。
- b 建物の新築又は開発行為を伴うものでないこと。
- c 規格Ⅰ（個人の住居等への通行を目的とするものに限る）及び規格Ⅱの橋りょうであること。
- d 内幅2.0m未満の水路に架設する場合であること。
- e 鋼板以外の橋りょう形式では、接続する道路の横断勾配に影響を及ぼす場合であること。

※ 風致地区、美観地区、美観形成地区、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区

(イ) 設計条件

表-2 鋼板橋の設計条件

規 格	設計荷重	たわみ量
I	2. 5 k N／m ² 以上	L／4 0 0 mm以下 (L：支間長)
II	T－3 以上	
その他の条件：景観に配慮した色彩とし、ずれ止め・流出防止対策等を施さなければならない。		

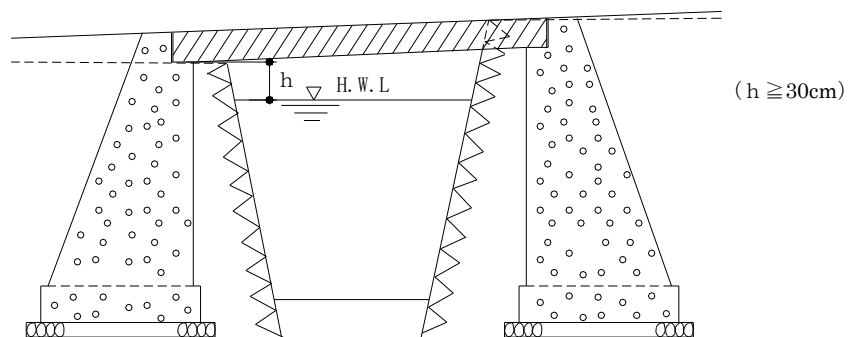
(注) 構造計算が不可能な場合は、現地においてたわみ量を測定し、条件内に入っていれば、許可できるものとする。

(2) 桁下高

桁下高は、原則として次のとおりとする。

ア 改修済区間で高水位が明確な場合

図－２のとおりとする。



図－２

イ 計画高水位が不明確な場合

既存護岸の天端を、原則下回ってはならない。

(3) 橋りょうの下部構造

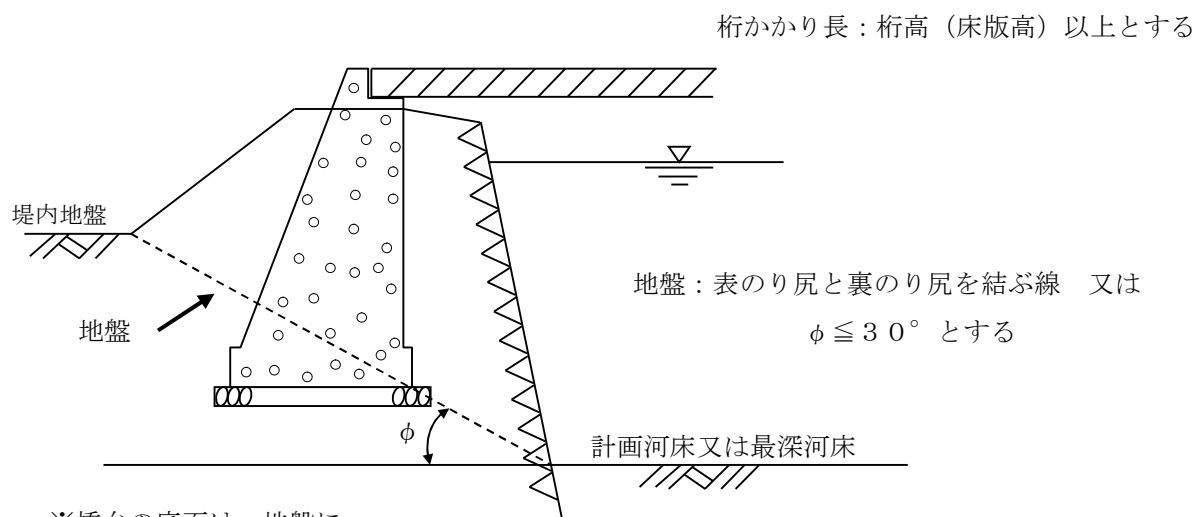
ア 一般的基準

上部構造からの荷重は、原則として橋台で支える構造とし、護岸等の水路施設へ影響を与えてはならない。また、橋台は水路等の敷地外に設置するものとし、水路断面を侵してはならない。安全性については、構造計算書により確認する。

イ 下部構造の形式

(ア) 石積み護岸の水路に橋台を設置する場合

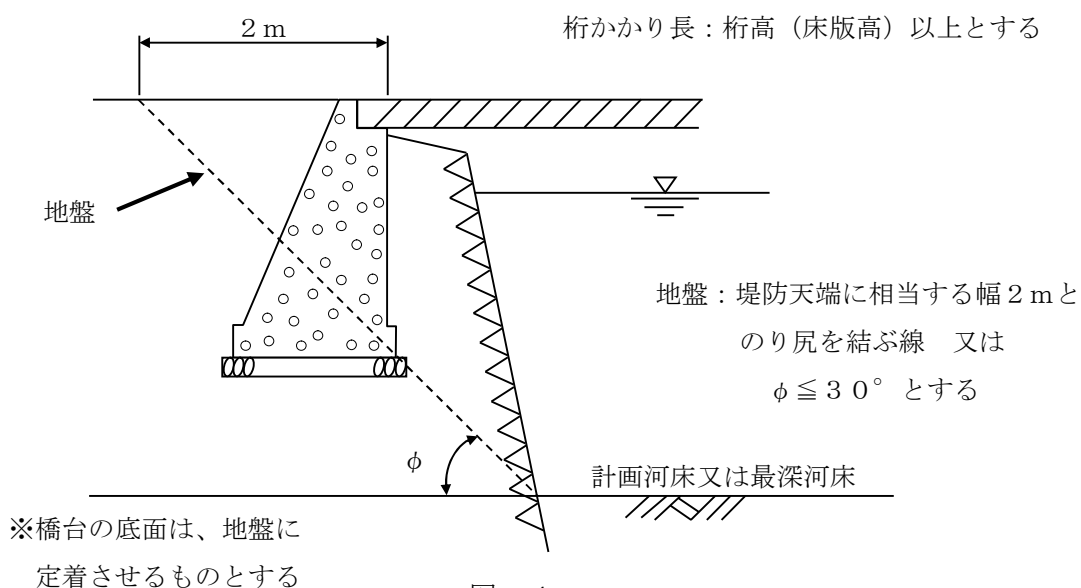
a 堤防区間の橋台位置



※橋台の底面は、地盤に
定着させるものとする

図－3

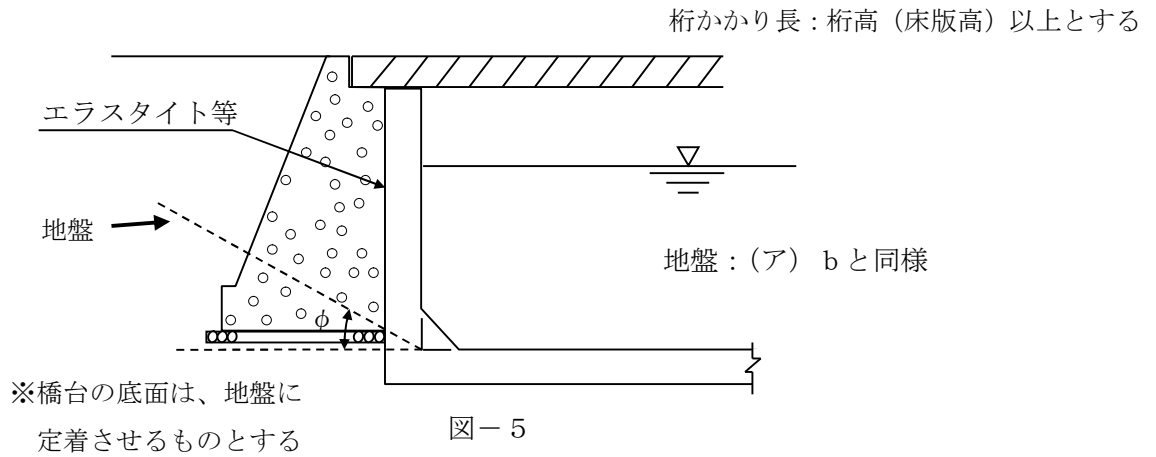
b 掘込河道区間の橋台位置



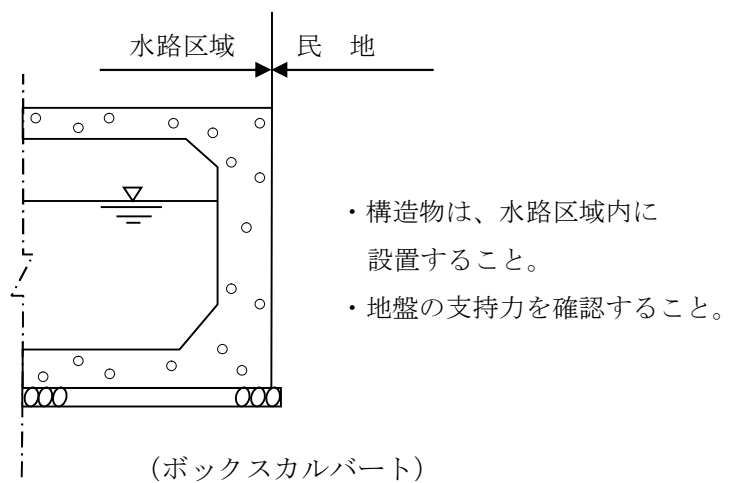
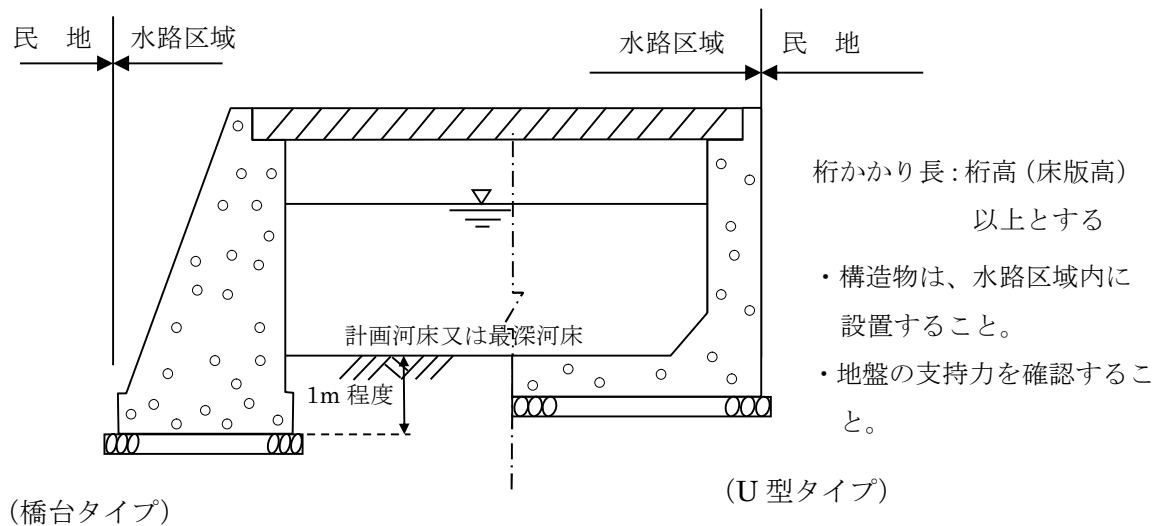
※橋台の底面は、地盤に
定着させるものとする

図－4

(イ) U型水路に橋台を設置する場合

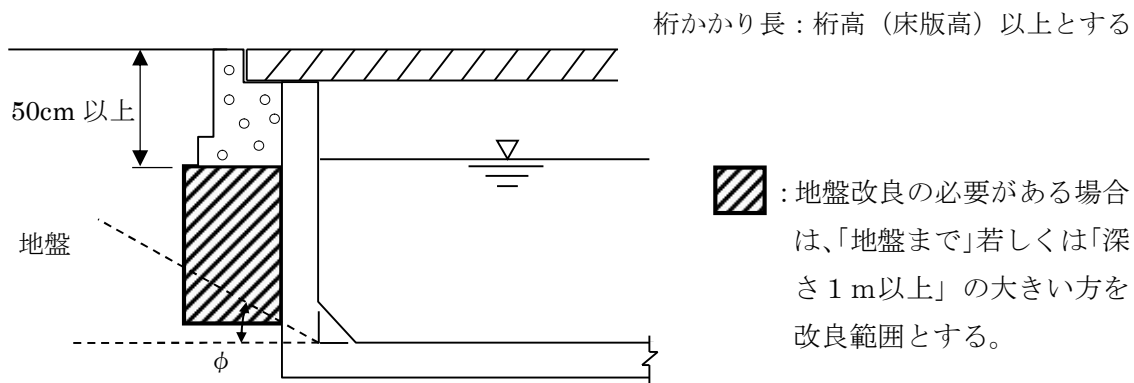


(ウ) 橋台を水路と兼用する場合



(エ) 橋台の小型化の特例

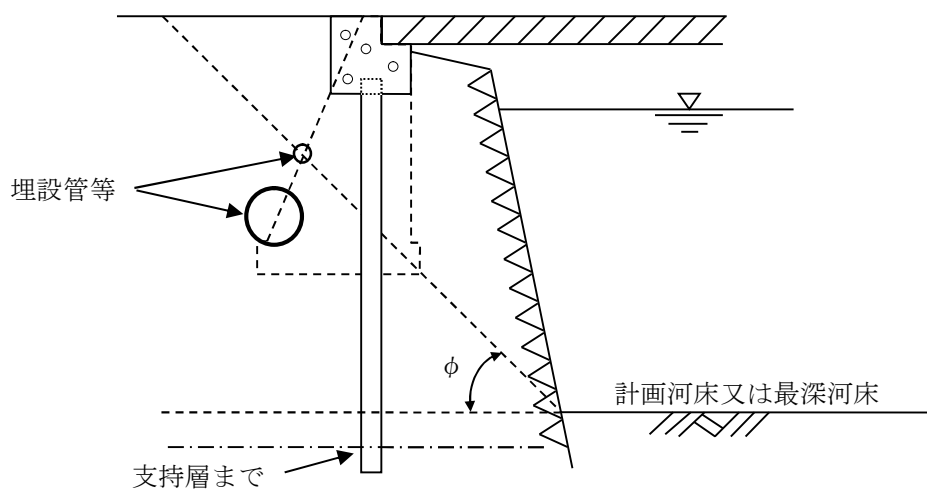
規格Ⅰ及びⅡの通路橋で、地盤の支持力等が確認できる場合や必要な支持力が得られるよう地盤改良する場合については、下図の構造で許可できるものとする。ただし、構造計算書により、安全を確認するものとする。



図－ 7

(オ) 特殊橋台の特例

埋設管等の支障物により通常の橋台形式では施工が困難な場合は、下図の事例等、特殊な構造で許可できるものとする。ただし、埋設管管理者等関係機関と十分協議の上、計画すること。

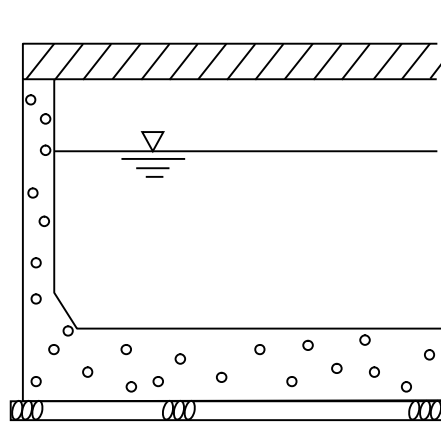


図－ 8

ウ 橋台を省略できる場合の特例

(ア) 橋りょう規格Ⅰの特例

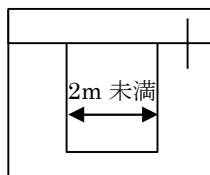
橋りょう規格Ⅰで、水路構造が十分な強度を有すると認められる場合は、既設水路構造物を橋台とすることができる。(図－9)



図－9

(イ) 内幅2.0m未満の水路の特例

水路等の内幅が2.0m未満でかつ構造が十分な強度を有すると認められる場合において、橋りょう規格Ⅱの通路橋を設置する場合は、既設水路構造物を橋台とすることができる。(図－10)



図－10

(ウ) 公共事業等による整備済区間等の特例

- a 公共事業等（土地区画整理地区内や河川整備済区間など）の整備により、資料（図面・構造計算書等）で水路構造物の強度が確認できる箇所については、構造計算書を添付の上、既設水路構造物を橋台（兼用工作物）とすることができる。(図－9)
- b 橋りょう規格Ⅰ及びⅡの通路橋については、水路構造物の引継ぎ資料がない場合においても、申請地付近の状況を確認し図－9の構造で既に許可していれば、同様の形式とすることができる。

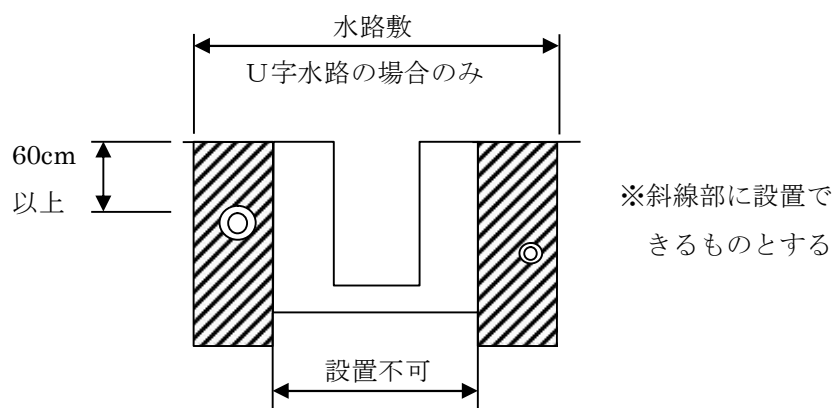
第3章 管類・地下ケーブル

1 一般的基準

- (1) 水路等を横断する管類・地下ケーブル等の設置位置は、原則として水路の下に設置する。
やむを得ない場合は、水路等の景観に十分配慮をしたうえで、次の優先順位で検討すること。

①水路等下横断 → ②橋梁部添架 → ③上部単独横断

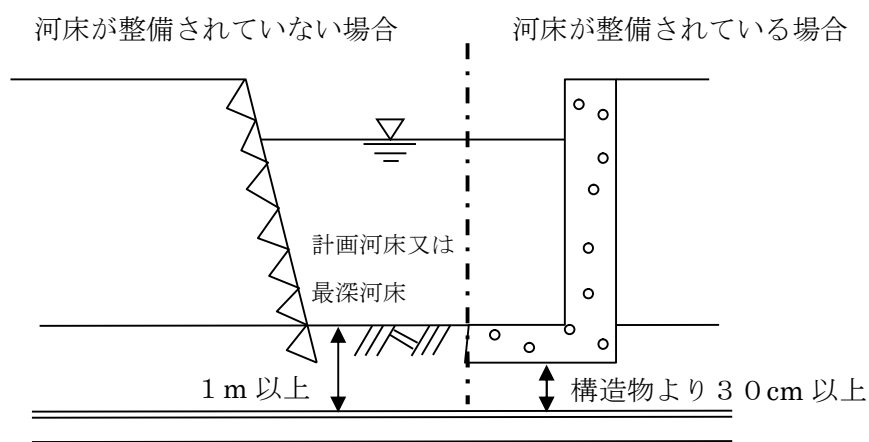
- (2) 水路等の縦断方向の設置は、原則として認めないものとする。ただし、国又は地方公共団体、その他公共的団体、公益事業者の行う事業で、用地確保の観点からやむを得ないと認められる場合は、図－11の範囲内で許可できるものとする。



図－11

2 構造基準

- (1) 水路等の下に管類・地下ケーブルを設置する場合、当該管類を防護する等十分な強度を有するものとする。
- (2) 計画河床又は現況の最深河床との離隔を1 m以上、河床が整備されている場合は、護床構造物下端からの離隔を30 cm以上確保すること。



図－12

(3) 地形、その他の事情により水路等の下に設置することが困難な場合、理由書を添付し、次の各号の方式によることができる。

ア 横断部に橋があり、水路管理上特に支障がないと認められる場合は原則として橋の下流側に添架方式とすることが出来る（橋りょう管理者の同意が必要）

イ 橋りょう添架が困難で、水路管理上特に支障がないと認められる場合に限り、特例として単独での上部横断とすることが出来る。

第4章 内水排除等施設

1 一般的基準

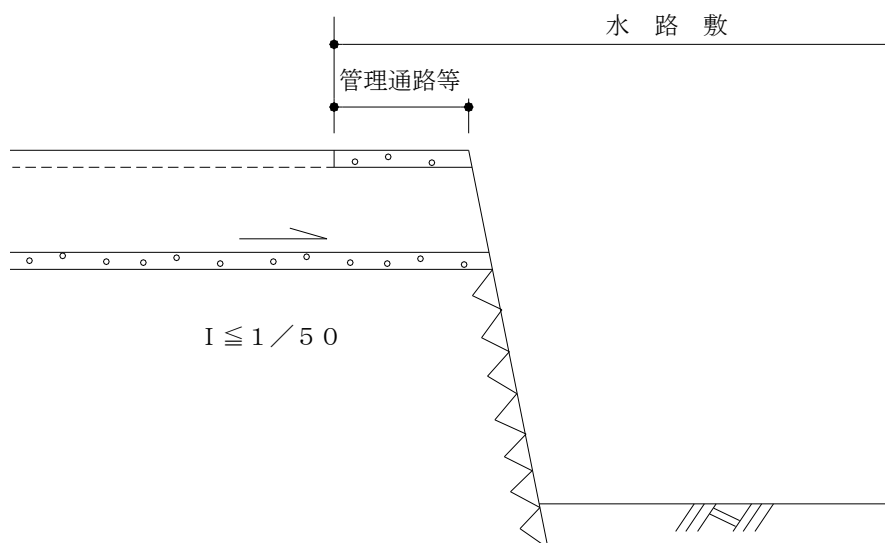
(1) 内水排除等の施設はできる限り水路外において集水し、水路等への流入箇所を制限するものとする。

(2) 個人の家庭排水については、1宅地1箇所とする。ただし、地形建物の構造等により困難であると認められる場合は、そのつど判断するものとする。

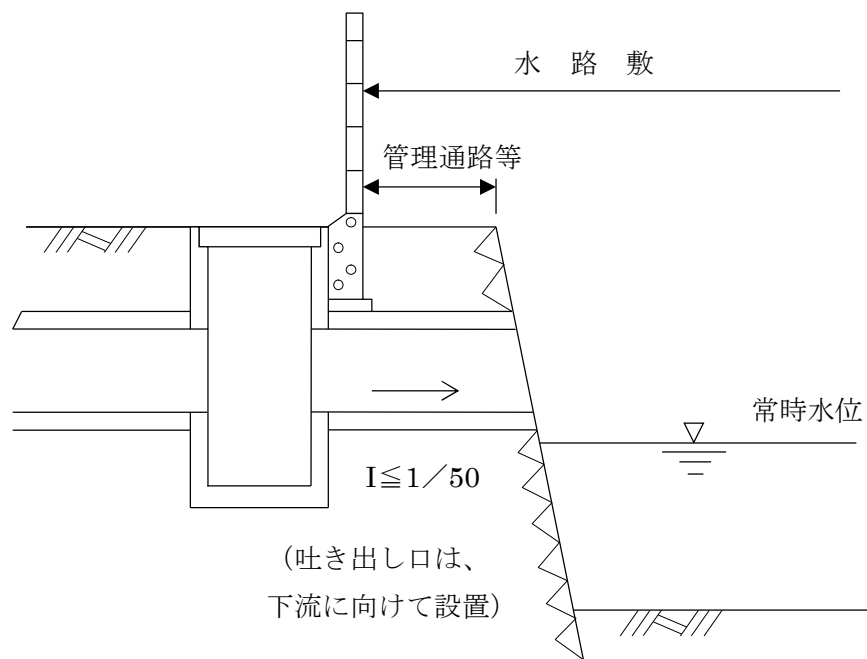
2 構造基準

(1) 構造及び形式は次の各号の図を標準とするものとする。

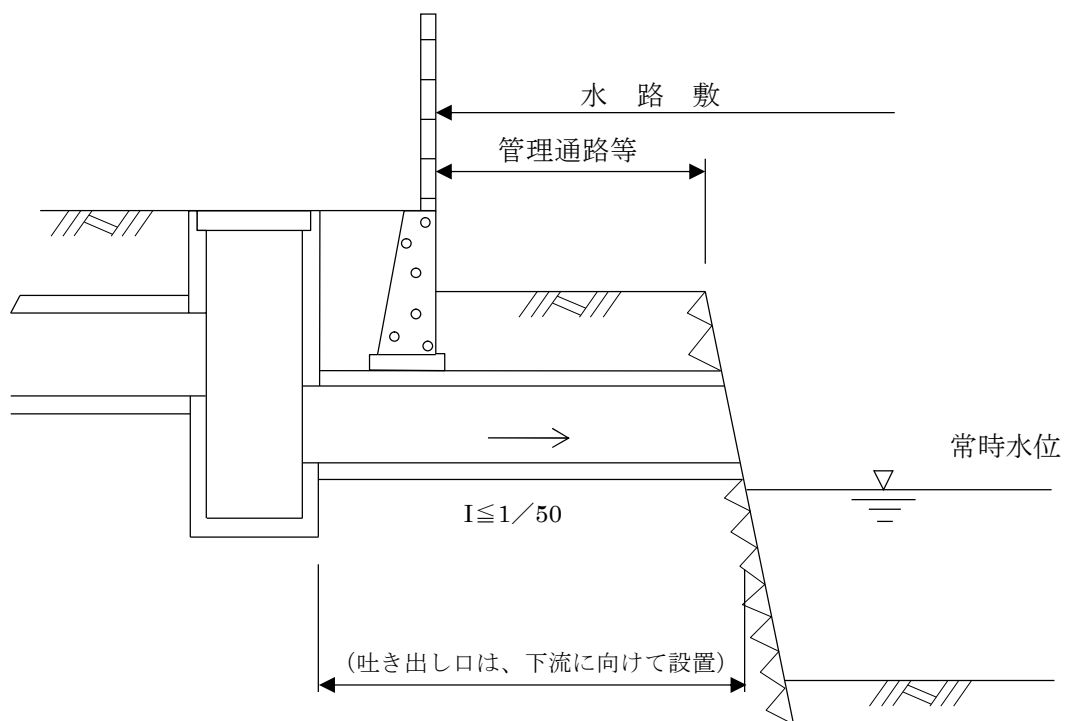
ア 道路側溝等の場合



イ 個人（家庭）排水の場合



ウ 民地側が高い場合



3 護岸等の補修義務

内水排除施設の設置者は、次の各号のとおり当該工事に起因して生じる護岸等の補修又は補強を行わなければならない。

- (1) 改修水路の場合は、既設護岸に損傷を及ぼした範囲及び影響部分について補修するものとする。
- (2) 素堀り水路の場合は、当該排水管路から上下流の適当な区間において護岸の補強をするものとする。
なお、補強区間及び構造は、そのつど協議し決定するものとする。ただし、治水上特に支障がないと判断される場合は、この限りでない。
- (3) 当該施設の設置により、治水上必要と判断される場合は、護床工等の補強あるいは新設を行うものとする。

第5章 用水取水施設

水利権等を有する公共的団体が、水路区域内の土地において、農業用の利水目的に取水施設を設置する場合は、原則として水門、角落しとする。

他の取水施設を設置する場合は、水路等管理者と事前に協議を行うこと。

1 一般的基準

- (1) 水門等の設置の方向は水路等の護岸に対して直角とする。
- (2) 水衝部や河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所での設置は避けること。
- (3) 既設の水門等に近接した箇所や基礎地盤が軟弱な箇所、護岸壁又は基礎地盤に漏水履歴のある箇所で設置する場合は、十分に対策を講ずること。
- (4) 水門等は、他の利水及び水路等の利用状況に配慮し設置すること。
- (5) 異常気象時等においては、適切な管理を行うこと。

2 構造基準

- (1) 河川管理施設等構造令、工作物設置許可基準（国土交通省）に適合し土地改良事業計画設計基準（農林水産省）、鋼構造物計画設計技術指針（農林水産省）水門・樋門ゲート設計要領（案）等を準拠するものとする。
- (2) 水門は原則として計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造、また計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず付近の護岸及び水路等管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門に接続する河床の洗掘の防止について、適切に配慮された構造とする。
- (3) 水門は、鉄筋コンクリート構造又はこれと準ずる構造とする。
- (4) 水門のゲートは必要な水密性を有し鋼構造又はこれに準ずる構造とし、かつ開閉を確実に行うことのできる構造とするものとする。

第6章 その他

1 民有水路

地盤が民有の水面等については、水路等の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をするときは、京都市水路等管理条例第9条第1項第6号により許可を受けなければならない。

決 定 日	平成17年3月25日
施 行 日	平成17年4月 1日
第1回改定	平成27年4月 1日

(問い合わせ先)

京都市建設局土木管理部道路河川管理課 河川占用担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL : (075) 222-3564

FAX : (075) 213-0167